

議案第126号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議決を求める。

平成22年6月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
A 第 2 号 線	704 80	5 30	さいたま市桜区大字 昭和19番地先	さいたま市桜区大字 昭和44番地先	
A 第 3 号 線	663 40	5 30	さいたま市桜区大字 昭和70番地先	さいたま市桜区大字 昭和93番地先	
A 第 4 号 線	662 00	5 30	さいたま市桜区大字 昭和118番地先	さいたま市桜区大字 昭和150番地先	
A 第 7 号 線	278 30	5 30	さいたま市桜区大字 昭和162番地先	さいたま市桜区大字 昭和149番地先	
A 第 8 号 線	11 30	3 30	さいたま市桜区大字 昭和162番地先	さいたま市桜区大字 昭和162番地先	
A 第 9 号 線	29 60	6 00	さいたま市桜区大字 昭和159番地先	さいたま市桜区大字 昭和161番地先	
A 第 10号 線	11 60	3 30	さいたま市桜区大字 昭和155番地先	さいたま市桜区大字 昭和155番地先	
40588号線	819 80	5 70	さいたま市西区大字 昭和157番1地先	さいたま市西区大字 昭和1番地先	
40591号線	501 80	5 70	さいたま市西区大字 昭和142番地先	さいたま市西区大字 昭和166番地先	
40592号線	855 40	5 70	さいたま市西区大字 昭和91番地先	さいたま市西区大字 昭和171番地先	
40593号線	893 80	5 70	さいたま市西区大字 昭和37番地先	さいたま市西区大字 昭和1番地先	
41473号線	99 00	3 70 ~ 4 30	さいたま市西区大字 昭和166番地先	さいたま市西区大字 昭和168番地先	

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
4 1 4 7 4 号線	85 10	3 20 ~ 3 90	さいたま市西区大字 昭和171番地先	さいたま市西区大字 昭和174番地先	
第 6 5 7 号線	8 00	2 00	さいたま市中央区大 戸三丁目251番地 先	さいたま市中央区大 戸三丁目252番地 先	
2 0 9 4 0 号線	13 10	4 00	さいたま市見沼区大 字蓮沼字丸山153 7番地先	さいたま市見沼区大 字蓮沼字丸山153 5番地先	
4 0 3 3 6 号線	68 30	0 91	さいたま市西区三橋 五丁目1472番1 地先	さいたま市西区三橋 五丁目1473番地 先	
4 0 3 3 7 号線	27 80	0 91	さいたま市西区三橋 五丁目1434番地 先	さいたま市西区三橋 五丁目1433番地 先	
4 0 3 4 5 号線	21 00	1 82	さいたま市西区三橋 五丁目1460番1 地先	さいたま市西区三橋 五丁目1436番地 先	
5 0 8 8 号線	736 50	1 80 ~ 2 80	さいたま市岩槻区大 字長宮字大境129 6番1地先	さいたま市岩槻区大 字大口字飛耕地93 5番地先	